

農委会報

第38号

平成21年度

新庄

編集・発行

平成21年10月1日
新庄市農業委員会

☎0233-22-2111
内線 255・256・257



「稔りの秋」千門町蛸の会 農作業体験 (大字飛田地内)

(平成21年9月27日)

「平成の農地改革」農地法が改正されました (2、3面)

新農業委員の紹介 (3面)

東北・北海道農業活性化フォーラム報告 (4面)

農業委員河川清掃ボランティア (4面)

農地銀行からお知らせ (4面)

平成21年度 農作業基準賃金表 (5面)

老後の備えは、農業者年金で安心! (6面)



つや姫

TSUYAHIME

平成22年秋デビュー

こうなる! 農地制度

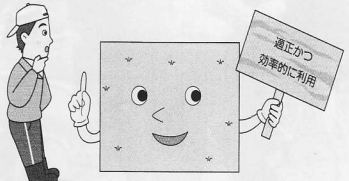
「平成の農地改革」といわれる農地法の大改正が成立し、12月から施行されることになりました。その主な改正点をお知らせいたします。

「新たな農地制度」の目的

「新たな農地制度」は、①これ以上の農地の減少を食い止める、農地を確保、②農地を貸しやすく借りやすくし、地域との調整のうえ最大限に利用し、わが国における耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るためのものです。

農地法の目的の見直し

【第1条の目的規定の見直し】
【**現行**】農地をその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地取得の促進を、基本的な考え方としています。



【**改正**】食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、耕作者みずからによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、①農地を農地以外のものとするを規制、②農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利取得の促進が、基本的な考え方となります。

これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

わが国の食料の「自給力」を強化するには、これ以上の農地面積の減少を食い止める必要があります。国として、農地転用規制について、厳格化する政策を打ち出し、農地の確保に積極的な役割を果たしていくことを、初めに明確にしました。

農地の権利を有する者の責務の明確化

【**新設**】農地の所有権、賃借権等を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならぬ旨の責務規定が設けられます。

農地転用許可対象の拡大

【**現行**】国又は都道府県が公共施設の設置をするための農地転用については、許可不要のため、一部の施設の周辺において無秩序なかい弊を招いています。

【**改正**】学校、病院等の公共施設も、許可の対象に含め、許可権者である都道府県知事等と協議を行う仕組みが設けられます。

違反転用に対する処分・罰則の強化

【**新設**】違反転用が行われた場合、都道府県知事等による原状回復等の措置が講じられます。

農用地区域からの除外の厳格化

【**現行**】集団農地の縁辺部にある農地であれば、担い手により現に利用集積され、またはこれから利用集積されることが見込まれるものであっても、除外が可能となっています。

【**改正**】農用地区域内の農地について、担い手への利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、農用地区域からの除外を行うことができません。

農地を貸しやすく借りやすく、地域との調整のうえ最大限に利用

所有については厳しい規制を維持し、賃借については規制が緩和されます。ただし、その場合、地域における他の農業者との適切な

役割分担の下に、継続的・安定的に農業経営を行う必要があります。

【農地の権利移動の一般基準】

【新設】農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率の観点から総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合には、農業委員会は、農地の権利取得を許可しないとの要件が設けられます。農業委員会の子エックを通じて、地域における農業の取り組みを阻害するような権利取得を排除します。

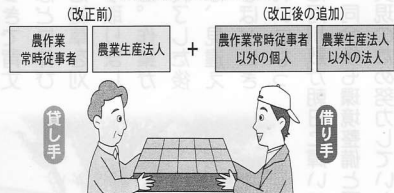
【農地を利用する者の確保・拡大】

※解除条件付きで一般法人等の参入容認

【新設】農地の貸借については、農地を適正に利用していない場合に、貸借を解除できる旨の条件が付された契約で、地域の他の農業者との適切な役割の下に、農業経営を継続的・安定的に行うと見込まれる農作業常時従事者以外の個人農業生産法人以外の法人（業務執行役員のうち1人以上の者が耕作等の事業に常時従事）にも途が開かれました。

【新設】解除条件付き貸借の許可にあたって、農業委員会等は、あらかじめ、市町村長に通知します。市町村長は、農地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があることを認めるときは、農業委員会等に意見を述べることができません。

（農地の借り受け者の範囲）



【新設】農業協同組合は、総会における特別議決等の手続きを経た上で、みずから、農地の貸借により農業経営の事業を行うことができます。※農地の借賃情報の提供

【改正】農業委員会は、地域における借賃等の動向の収集・提供を行います。

※農地の賃貸借の存続期間の特例

【特例】農地の賃貸借の存続期間について、民法により二十年以内とされているところが五十年以内となります。

※廃止等

小作地の所有を制限する制度は廃止されます。

※農地の相続税納税猶予制度の見直し

【現行】相続人みずから農業を営むことが前提条件となっており、相続税納税猶予制度の適用農地については、農地を貸したいと思っても貸せない、または農地を借りたいと思っても貸してもらえないため、担い手への集積が進まないという声があります。

【新設】農業経営基盤強化促進法に基づいて農地を貸し付けた場合には、相続税納税猶予が継続するようになります。ただし、これまでは二十年自作で納税免除となったが、この改正により貸した場合、農地としての利用を終身継続する必要があります。

新 農 業 委 員 会 の 紹 介

このたび、選任委員としてJA新庄市から伊藤浩栄さん（柏木山）が農業委員となりました。武田廣一さん（月岡）、長い間ありがとうございました。



この度、JA新庄市より推薦を受けて就任をいたしました。農地をめぐる情勢も一大転機を迎えようとしておりますが、農業者の権利と利益を守るため、農業委員としての任務を果たしていきたいと思っておりますので、皆様方のご支援・協力よろしくお願いたします。

農地守り担い手育て

東北・北海道 農業活性化フォーラム

「今こそ東北・北海道農業・農村の夢を語ろう」。東北・北海道地区の農業委員ら約1200人が一堂に会し、フォーラムが8月28日天童市内のホテルで開催されました。新たな農地制度が成立し、年内施行に向けて各農業委員会では体制の整備を図るため、取り組みを強化している中での開催となりました。フォーラムでは、福島大学の岩崎由美子准教授の「農村地域社会の発展と農業委員会の新たな役割」と題した基調講演と、3県の活動事例に基づいたパネルディスカッションが行われました。3人のパネラーから現場に密着したユニークな取り組みが報告され、これからの農業委員会活動に向けて示唆に富む情報が多く出され、来場者からの質問や意見、情報交換などが活発に行われました。特に女性委員からの6次産業化の取り組みや過去の経験が注目を集めていました。

草刈りボランティアを 行いました

去る7月25日早朝、新庄市農業委員21名全員で、恒例となったかおてん公園の升形川河川敷の草刈りを行いました。前日からの雨もやみ、草刈り機を背負い慣れた手つきで背丈ほどに伸びた雑草を刈り取りました。作業が終了した後には、見違えるほどにきれいになった河川敷が朝日に輝いていました。農業委員一同今後も環境整備と環境にやさしい農業の実現のため努力していきます。



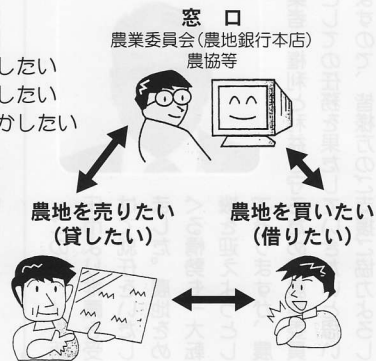
安心貸し借り



活き活き農業

- ・経営規模を拡大したい
- ・経営規模を縮小したい
- ・遊休農地を何とかしたい

ご相談はお近くの
農地流動化推進員
(農業委員)
又は、JA各支店へ



《農地銀行からお知らせ》

平成21年度 新庄市農作業基準賃金表

新庄市農業委員会 新庄もがみ農業協同組合
 新 庄 市 新 庄 土 地 改 良 区
 新庄市農業協同組合 泉田川土地改良区

1. 動力の部

耕 起		4,800円	10a当たり	田、転作田、畑
代 か き		5,500	〃	
田植え《側条》		5,300《6,300》	〃	苗は含まず《肥料含まず》
防 除	液	1,800	〃	作業補助員を含む
	粉	500	〃	薬剤は含まず
バインダー		7,500	〃	結束紐を含む
ハーベスタ		8,000	〃	
コンバイン		15,500	〃	運搬含む
畦 塗 り		45	1m当たり	
生 粉 乾 燥		1,200	60kg当たり	12時間以上は1時間増すごとに100円加算
仕上げ乾燥		600	〃	水分18%以下
粉 す り		620	〃	
草 刈		1,200	1時間当たり	燃料含む

2. 人力の部（8時間当たり）

一般農作業	6,000～6,800円	1時間当たり	750～850円
オペレーター	11,000	1時間当たり	1,375円

3. 組作業の部

耕 起 ・ 代 か き	9,500円	10a当たり	水 田
耕起・代かき、田植えく側条》	15,000	〃	〃
耕起・代かき、田植えく側条）、コンバイン	29,000	〃	〃

4. 育 苗（1箱当たり）

稚 苗	570円	育苗日数	20日～25日
中 苗	620	育苗日数	30日～40日

※動力の作業料金は、整理地を基準とし、未整理地は10%～30%増しとする。

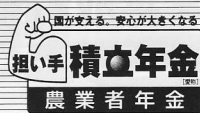
※農協等の共同利用組合は除く。

※耕地の遠近、作業の難易度等の事情については、両者の話し合いにより決定する。

※食事なしとする。

※動力の作業料金はオペレーターを含む料金とする。

農業者の皆さん、 老後の備えは万全ですか？



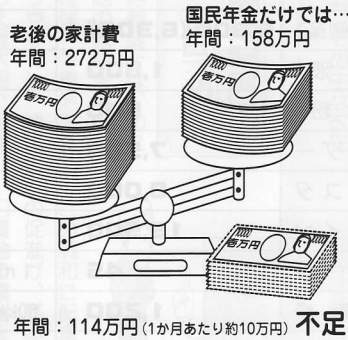
老後生活は こんなに長い！

65歳からの平均余命は・・・



老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合



農業者年金は老後生活をがっちりサポート

農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金！
- 終身年金で80歳までの保証付き！
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- 手厚い政策支援！ 保険料に国庫補助も

～農業者の方なら広くご加入いただけます～

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、
通算すると最大で216万円

公的年金
ならではの
税制上の
優遇措置

保険料支払いによる節税効果の試算 (所得税・住民税)

税率	保険料の額が		
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものと
して試算しています。

農業者年金の試算額

加入 年齢	納付 期間	性別	試算 額	
			保険料2万円	保険料3万円
20歳	40年	男性	91万円	136万円
		女性	79万円	118万円
30歳	30年	男性	60万円	90万円
		女性	52万円	78万円
40歳	20年	男性	35万円	53万円
		女性	31万円	46万円
50歳	10年	男性	16万円	23万円
		女性	14万円	20万円

※この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。
付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示（H21.4.1施行）により定められている率です。

老後の備えは、
農業者年金で安心！

お問い合わせは農業委員会、JAにおたずねください。